

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

道議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

目 次	ページ
-----	-----

条 例	
-----	--

○北海道議会委員会条例の一部を改正する条例..... (議事課)	1
----------------------------------	---

条 例

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年6月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第61号

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例

北海道議会委員会条例（昭和31年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「14人」を「12人」に改め、「、知事政策部、企画振興部」及び「、選挙管理委員会」を削り、同条第8号中「14人」を「12人」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「14人」を「13人」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「13人」を「12人」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「14人」を「13人」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「14人」を「12人」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「14人」を「12人」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「13人」を「12人」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総合企画委員会 12人

知事政策部、企画振興部及び選挙管理委員会に関する事項

附 則

- 1 この条例は、平成17年6月16日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の北海道議会委員会条例の規定による常任委員会に付議されている事件は、この条例による改正後の北海

